

研修等実施における新型コロナウイルス感染症等対策指針

令和2年6月17日
一部改正 令和3年4月16日
一部改正 令和4年4月20日
一部改正 令和5年6月1日
(公財) いきいき岩手支援財団

1 研修等実施に当たっての基本指針

(1) 研修等の実施

公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下「財団」という。）は、会場又は施設等若しくは利用者宅等に複数の者が集合する研修、会議及び各種大会等の事業（以下「研修等」という。）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ等（以下「新型コロナウイルス感染症等」という。）の感染拡大状況等を踏まえ、必要な新型コロナウイルス感染症等に関する基本的感染対策を講じるものとする。

(2) 研修等の実施の判断

ア 新型コロナウイルス感染症等感染拡大状況及び研修等に参加する者（以下「参加者」という。）の同感染症感染状況により、岩手県関係部署等（以下「県」という。）と協議の上、研修等の実施について延期又は中止等の判断を行うことがあるものとする。

イ 上記アにより研修等の実施を延期又は中止する場合には、財団ホームページ等により周知する。

2 具体的な感染防止対策

(1) 参加者の基本行動（研修案内等に記載する事項）

参加者は、次の感染防止策を行うように努める。

ア 研修等参加期間中、毎朝の検温等による体調管理。

イ 財団職員又は研修等会場を管理する者（以下「財団職員等」という。）から要請された場合のマスク等着用。

ウ 研修等会場に入場する際の手洗い又は消毒液（消毒用エタノール等）による手指消毒。

エ 財団職員等から要請された場合、研修等会場内における「ソーシャルディスタンス」の確保。

(2) 研修等参加の制限（研修案内等に記載する事項）

研修等への参加の制限については以下のとおりとする。

ア 参加者が新型コロナウイルス感染症等と診断された場合、発症日の翌日から起算して5日間、かつ症状軽快から24時間経過するまでは、研修等への参加を認めないものとする。

なお、当該期間経過後に参加する場合、発症日の翌日から10日間が経過するまでは、常時マスクを着用するものとする。

イ 研修等開始日の前日から起算して10日前から研修期間中において、新型コロナウイルス感染症感染者（感染が強く疑われる者を含む。）との接触歴がある場合は、接触した日の翌日から5日間は、特に健康管理に注意するとともに周囲に配慮（マスク着用等）のうえ研修等に参加するものとする。

ウ 研修等開始日の前日から起算して5日前から研修等開始前日の期間において、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等を受診し研修等参加可否の判断を仰ぐものとし、参加する場合には、常時マスクを着用するものとする。

エ 研修等参加当日において、発熱等の感冒（かぜ）のような症状等がある場合は、原則として、研修等への参加を認めないものとする。

- (3) 研修等の実施に当たって財団職員が行う感染防止対策
財団職員は、以下の対策を講じるように努める。
- ア 研修等会場入口等に消毒液等の設置。
 - イ 密閉空間対策
 - 1) 会場等の環境に応じ、窓の開閉等による定期的な換気。
 - 2) 換気による室温低下に備えて調節が可能な服装等での参加を周知。(研修案内等に記載する事項)
 - ウ 密集対策
受講者数について、研修等の会場施設等が収容人員に制限を設けている場合等は、これに従うものとする。
 - エ 密接対策
 - 1) 研修等会場及び参加者数等の状況に応じ可能な範囲で、参加者間の間隔を適切に確保した会場設営及び座席配置等に努める。
 - 2) グループワーク等を行う場合は、必要に応じマスクの着用及びむやみに大きな声を出さないように要請する。
 - 3) 昼食を摂るときなどは、原則として自席で食べることとする。
- (4) 財団が直接運営できない実習研修等
- ア 協力施設での実習研修等
参加者は、財団の判断で実施する上記(1)から(3)の感染防止対策(以下「財団感染防止対策」という。)を遵守するとともに、協力施設の指示等に従うものとする。
 - イ 参加者が勤務する施設等での実習
参加者は、財団感染防止対策を遵守するとともに、参加者が勤務する施設等の感染防止対策等に従う。
- (5) その他
- ア 財団感染防止対策については、研修等会場を管理する者から特に指示がなかった場合等においても実施するものとする。
 - イ 研修等会場を管理する者から、財団感染防止対策以外の感染防止対策に係る指示があった場合には、これに従うものとする。

3 参加者の新型コロナウイルス感染症等が判明したときの対応

- (1) 感染の疑いがある場合
- ア 参加者は、研修等参加中に体調不良となったときは、速やかに財団職員にその旨報告するものとする。
 - イ アの報告を受けた財団職員は、直ちに当該参加者の研修等参加を中止させるとともに医療機関への受診を促す。
- (2) 感染が判明した場合
- ア 参加者は、研修等参加期間中に自身が新型コロナウイルス感染症等に罹患したことが判明したときは、財団の当該研修等担当者に報告するものとする。
 - イ 上記アの報告を受け必要と認められる場合は、感染した本人の了解を得て、研修の同じグループワークメンバーなど特に注意を要すると思われる参加者に対し、当該報告に関する情報を提供する。

4 その他

- (1) この指針により難いことが生じたときは、理事長が判断する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等感染状況により、本指針については必要な見直しを行うものとする。